

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成29年12月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第73号

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行細則を廃止する規則

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行細則（平成19年岩手県規則第27号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年1月4日から施行する。